

役員等一覧

[illegible]

【注意事項】

- ・法人にあつては、登記事項証明書に登載されている役員（代表者・監査役を含む。）の方全員について、記載してください。
- ・この調書に記載されたすべての個人情報は、うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月22日条例第6号）の規定に基づいて取り扱うものとし、うきは市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。うきは市がこれらの情報をもとに福岡県警察から取得した個人情報についても同様です。